# 船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱　新旧対照表

【資料６－２】

【令和７年４月１日（案）】

※下線赤字部分は変更箇所

## 新

第１条～第１５条（略）

（報酬）

第１６条　第５条に定める委員のうち、市民代表及び学識経験者の委員が出席した場合、日額９，８００円（交通費を含む）の報償を支払うものとする。

（災害補償）

第１７条　委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償する。

第１８条（略）

附則　平成３１年４月１日施行分まで（略）

附　則

この要綱は、平成３１年４月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

| 委員 | |
|---|---|
| 公共交通事業者（バス事業関係者） | 一般社団法人千葉県バス協会 |
| | 京成バス株式会社 |
| | 京成バス千葉ウエスト株式会社 |
| | 京成バス千葉セントラル株式会社 |
| 公共交通事業者（鉄道事業関係者） | 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 |
| | 京成電鉄株式会社 |
| | 東武鉄道株式会社 |
| | 東葉高速鉄道株式会社 |
| 運転者が組織する団体 | 京成バス労働組合 |
| | （未定）新京成バス労働組合に代わる団体 |

## 旧

第１条～第１５条（略）

（報酬）

第１６条　第５条に定める委員及びオブザーバーの報酬は、無報酬とする。

（災害補償）

第１７条　委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例３３号）の規定に準じて補償する。

第１８条（略）

附則　平成３１年４月１日施行分まで（略）

附　則

この要綱は、平成３１年４月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

別表

| 委員 | |
|---|---|
| 公共交通事業者（バス事業関係者） | 一般社団法人千葉県バス協会 |
| | 京成バス株式会社 |
| | 船橋新京成バス株式会社 |
| | ちばレインボーバス株式会社 |
| | 京成バスシステム株式会社 |
| 公共交通事業者（鉄道事業関係者） | 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 |
| | 京成電鉄株式会社 |
| | 新京成電鉄株式会社 |
| | 東武鉄道株式会社 |
| | 東葉高速鉄道株式会社 |
| 運転者が組織する団体 | 京成バス労働組合 |
| | 新京成バス労働組合 |